

## 町村合併に伴う騒音に係る環境基準の類型を 当てはめる地域等の設定について

### 1 合併市町村における指定地域等の設定

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域等（以下「指定地域等」という。）については、市町村の土地利用等を勘案し、都市計画法による用途地域（以下「用途地域」という。）や字名にて設定している。

指定地域等の見直しは、地域の土地利用状況の変化等から概ね5年を目安に行っているが、平成19年1月に本宮町と白沢村が合併し、本宮市となることから、新市における指定地域を設定することとする。

### 2 指定地域等の種類

現在、本宮町における指定地域等については、環境基本法及び騒音規制法等に基づいた次のものがある。（白沢村は指定地域等はない。）

- (1) 「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域
- (2) 「騒音規制法」に基づく指定地域
- (3) 「福島県生活環境の保全に関する条例」に基づく深夜騒音規制地域
- (4) 「振動規制法」に基づく指定地域
- (5) 「悪臭防止法」に基づく規制地域

### 3 町村合併伴う指定地域等設定の基本的な考え方

指定地域等は、原則として用途地域に基づいて行うこととしているため、旧市町村の意見を聴き、合併後における用途地域に基づいて指定する。

### 4 合併に伴う指定地域等の状況

このたびの本宮市については、合併後も用途地域の変更はなく、また指定地域等の設定についても現在のままとすることとなる。

市町村名	用途地域	指定地域等の状況		※ 注
		合併前	合併後（本宮市）	
本宮町	有	有	有	
白沢村	無	無	無	

※ 注) 「指定地域等の状況」とは、上記2(1)～(5)の指定地域等の状況のことである。

(1) 騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日環告第 64 号)

環境基本法第 16 条の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている。

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められ、各類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定する。

(2) 騒音規制法に基づく指定地域

(第 3 条)

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

(3) 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音規制地域

(第 84 条)

知事は、飲食店営業その他の営業であって規則で定めるものに係る深夜における騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、当該騒音について規制する地域として指定することができる。

(4) 振動規制法に基づく指定地域

(第 3 条)

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

(5) 悪臭防止法に基づく規制地域

(第 3 条)

都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。